

受付印

### 固定資産税減額申告書

令和 年 月 日

尾花沢市長 あて

納税義務者	住所 電話番号	( )
	氏名	

代理人（窓口に来た方）住所 \_\_\_\_\_  
氏名 \_\_\_\_\_ 続柄（ ） \_\_\_\_\_

次の固定資産について、地方税法附則第 \_\_\_\_\_ に規定する固定資産税の減額を受けたいので、申告します。

高齢者等居住（バリアフリー）改修工事    熱損失防止（省エネ）改修工事    住宅耐震改修工事

家屋の所在地			
構造		種類（用途）	
床面積	m <sup>2</sup>	居住用床面積	m <sup>2</sup>
建築月日		改修完了年月日	
改修工事内容			
改修工事費用	円① ※工事要件該当の工事費を記入してください。		
給付・補助金等	円②	自己負担金（①-②）	円
バリアフリー改修 工事を必要とした方	氏名		
	住所		
	該当する区分 （チェックしてください）	<input type="checkbox"/> 65歳以上の高齢者 <input type="checkbox"/> 障がい者 <input type="checkbox"/> 要介護・要支援者認定	
備考	改修完了日から3ヵ月以内に申告書を提出できなかった場合には、その理由を記入してください。		
本申告書の記載内容を確認するにあたり、必要事項を各担当課に照会することに、			
同意する		同意しない	
署名 _____			印 _____

※同意されない場合には、審査を行う上で添付書類以外の書類が必要になった際、その都度ご提出いただきますので、ご了承ください。

※担当係使用欄

物件番号	家屋番号（棟番）	適用年度	処理日	処理担当者
		年度		

## ◇添付書類◇

改修工事の内容・費用が確認できる書類（改修工事の明細書・写真【改修前と改修後】・領収書等）  
補助金等給付の決定を受けたことが確認できる書類

住宅耐震改修工事(地方税法附則第15条の9第1項及び第2項の適用)の場合

- 地方税法施行令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類（建築士・指定確認検査機関が証明した「耐震基準適合証明書」）

高齢者等居住改修工事(地方税法附則第15条の9第4項又は第5項の適用)の場合

- 地方税法施行規則附則第7条第7項各号に掲げる書類（例 障がい者である証明証の写し・介護保険の被保険者証の写し等）
- 改修に対する補助金・給付の決定を受けたことが確認できる書類（補助金交付決定通知書等の写し）

熱損失防止改修工事(地方税法附則第15条の9第9項又は第10項及び第15条の9の2第4項又は第5項の適用)の場合

- 地方税法施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類（建築士・指定確認検査機関が証明した「熱損失防止改修工事証明書」）

## ◇各改修工事について◇

### 【住宅耐震改修工事】

昭和57年1月1日以前から所在する住宅のうち令和6年3月31日までの間に、現行の耐震基準に適合する一定の改修工事（1戸当たりの工事費50万円超）を行った場合、工事完了翌年度の固定資産税が（1戸当たりの床面積120㎡相当分まで）1/2減額されます。

#### 減税期間

- 改修工事完了した年の翌年度から1年間

### 【高齢者等居住改修工事（バリアフリー改修工事）】

新築された日から10年以上を経過した住宅（賃貸住宅は除く）で、高齢者、障がい者の方が居住する住宅に、令和6年3月31日までに、一定のバリアフリー工事（補助金等を除く自己負担額が1戸当たりの工事費50万円超）を行った場合、工事完了翌年度の固定資産税が（1戸当たりの床面積100㎡相当分まで）1/3減額されます。

#### 減税期間

- 改修工事完了した年の翌年度から1年間

#### 床面積要件

- 改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること

#### 工事要件

- 廊下の拡張 ・ 階段の勾配緩和 ・ 浴室の改良 ・ トイレの改良
- 手すりの取付け ・ 床の段差解消 ・ 引き戸への取替え ・ 床表面の滑り止め化

#### 居住要件（要件に当てはまる方が居住していること）

- 65歳以上の方 ・ 要介護または要支援を受けている方 ・ 障がい者の方

### 【熱損失防止改修工事（省エネ改修工事）】

平成26年4月1日以前から所在していた住宅で、令和6年3月31日までに、一定の省エネ改修工事（1戸当たりの工事費60万円超）を行った場合、工事完了翌年度の固定資産税が（1戸当たりの床面積120㎡相当分まで）1/3減額されます。

#### 減税期間

- 改修工事完了した年の翌年度から1年間

#### 床面積要件

- 改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であること

#### 工事要件

- 窓の改修工事（必須条件） ・ 床の断熱改修工事 ・ 天井の断熱改修工事 ・ 壁の断熱改修工事

#### ※ 注意

- 申告は改修工事完了後、3ヶ月以内に関係書類を添付のうえ提出してください。
- それぞれの改修工事に直接関係がない改修の費用は工事費用に含まれません。
- 新築住宅に対する軽減や他の軽減と同時に軽減されないこともあります。

問い合わせ先 尾花沢市 市民税務課 資産税係 Tel:0237-22-1111 (内線:125・126)